

平成30年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第3回専門部会 議事要旨

日時：平成30年8月9日（木）

15：30～17：00

場所：岐阜市役所 本庁舎 4-1会議室

出席：関係機関 11か所

相談支援事業所等 13か所

基幹相談支援サテライト 4か所

（合計39名 別紙名簿参照）

○検討テーマ・・・障がい者の孤立化防止について

平成26年度より障がい者の孤立化防止について毎年協議してきた。生活の困りごとに関するアンケートの返信がなかった方へ再アンケート調査を実施し、障がい者の孤立化防止のこれまでの取り組みを報告した。福祉サービスの利用がなく、特に孤立化のリスクが高い方への対応方法や、どのように関係機関の連携を図ることができるか意見交換をした。

【障がい者の孤立化防止のこれまでの取り組み報告】

※資料：「生活の困りごとに関するアンケート 生活の困りごとに関する再アンケート調査・実施状況報告書」参照

【障がい者の孤立化が懸念された事例を紹介】

- ① 再アンケートの返信があり、他機関からも「心配される家庭である」との連絡が入り訪問した。福祉サービス利用につながった事例。
- ② 再アンケートの返信があり、相談を希望され、電話・面談した。就労経験はあるが、過去のいじめのトラウマから踏み出せず、福祉就労を検討したがつながらない。家族は心配しているが、現時点で本人が生活上困っていないため、支援困難な事例。
- ③ アンケート対象外の方で、養護学校卒業後から自宅で過ごし、家族で抱え込んでいた。家族から相談があり対応した事例。
- ④ アンケート対象外の方であるが、他機関から体調・金銭管理が心配され、ゴミ屋敷の状況であることが発覚し、訪問を繰り返したが、本人は支援を拒否し、対応困難な事例。

【意見交換・グループワーク】

2グループに分かれ、それぞれの立場から、障がい者の孤立化の現状と課題、連携のあり方について意見交換を実施。

<孤立化が懸念される状況について>

・高齢の親と知的障がい者の世帯では、親が元気なうちは「何とかなる」と思い子を支えているが、

親が80代以降になると諦めてしまいがち。「どうしてよいか分からない」「どうしようもない」となげやりになってしまう方もいる。在宅のまま、福祉サービスの利用なく生活している方がいる。親亡き後から支援に入るのではなく、親が元気なうちに支援に入ることが望ましいが、本人も親も親亡き後を想像しにくく、実際に困るようになってからでないと支援を受け入れてもらえない。

- ・親が高齢となったことにより、地域包括支援センターが関わり、子に障がいがあることが発覚することがある。子の障がいを知られたくなく、親が抱え込んでいることもある。
- ・支援を拒否される方の困りごとを聞き出すことができず、何回も訪問している。近隣住民や身内などから情報が入り訪ねるが「誰から聞いたのか」と不信感を示される。
- ・個人情報壁になり、どこに障がい者が住んでいるのか把握できず、アプローチが難しい。
- ・本人は「お金に困っていない」「生活は何とかできている」「福祉サービスも必要ない」と思っており、介入・支援ができない。
- ・孤立化が懸念される方へ関わり始めた当初は、玄関越しに「帰れ」と言われ続け、会うこともままならなかったが、何度も足を運び、徐々に信頼関係を構築して支援に入ることができた。ゆっくり時間をかけることも必要である。

<就労が定着しない方の状況について>

- ・障がい者就業・生活支援センターでは、特別支援学校の卒業生の80%をサポートしている。
- ・障がい者就業・生活支援センターは登録制であり、基本的に支援拒否の方には関与できない。
- ・ハローワークでは基本的に一般就労を辞めた後の追跡はしていない。失業手当があっても、ハローワークへ来所しないこともある。ハローワークから障がい者就業・生活支援センターへ紹介することもある。
- ・一般就労を辞めた後、生活は乱れ、働く気がなく、金銭問題が生じていることもある。
- ・仕事を辞め、ひきこもっている時間が長いと支援が難しい。
- ・一般就労が継続されず、相談先につながない場合は、基幹相談支援サテライトを紹介してもらえば関わることはできる。

<金銭管理・成年後見制度について>

- ・日常生活自立支援事業（金銭管理）を本人より周りが必要性を感じるが、勧めても嫌がる人もいる。お金の使い方を伝えるが、自分で自由にしたいため、契約しても解約してしまう人もいる。
- ・成年後見人選任の申立ては、本人の同意なしでも4親等までの親族が申立て、身寄りのない人は市長申立てできるが、本人にとって成年後見制度を利用することは自己決定権を制限される面もある。

<地域での関わりについて>

- ・民生委員には、障がいを切り口とした相談はあまり入らない。関わっていくうちに障がいがあるということが分かる場合はある。民生委員は地域で見守ることはできる。

- ・地域包括支援センターは高齢者世帯を対象に活動しているが、すべては把握しきれず、民生委員と連携している。65歳以下の方でも何らかの支援が必要と思われる方を把握した場合は、そのままにせず、どこかに相談したりする。支援を拒否されることはあり、そういった場合はために足を運び、地域包括支援センターの機能を伝え、少しずつ関わりをもてるようにしている。
- ・福祉サービスを受けていない人が、日常生活自立支援事業・ヘルパー・医療につながり、ケース会議で支援者が顔を合わせ、状況把握することで共通認識を持てるようになったことがある。

【まとめ】

誰かが何処かで障がい者やその家族とつながり、支援を切らさないよう関係機関で連携を図ることが大切である。支援機関の間で個人情報の制約により、十分な情報共有ができない場面もあるが、支援機関が一緒に関わる中で情報を共有する等の方法により一層の連携を図っていきたい。何処につないで良いか分からない時には、基幹相談支援サテライトへ相談していただきたい。

また、福祉サービスにつなげるためにも、ケースとの信頼関係を構築することがまずは大切である。そのためには支援者自身が対人援助技術を磨くことも大切である。

福祉サービスや何処かにつなげることだけを考えがちであるが、地域で支えていくことも大切であることを共有した。

【当日の様子】

